

当面の検討について

1 検討対象

私道については、法律上明確な定義規定がないが、大別すると、①公道に対する私道という意義と、②私人が所有する道路という意義とがある。①においては、道路法上の道路ではないが、国や地方公共団体が所有する道路を含むこととなる。また、②においては、私人が所有している道路ではあるが、道路法等の法令に基づいて国や地方公共団体が管理する道路を含むこととなる。

本研究会においては、共有私道の補修工事等を行う場合に、民法第251条及び第252条に規定する共有物の保存・管理等の解釈が必ずしも明確ではないため、事実上、共有者全員の同意を得る運用がされており、その結果、共有者の所在を把握することが困難な事案において、必要な補修工事等の実施に支障が生じているとの指摘がされていることを踏まえ、解釈を明確化するという設置趣旨に照らし、さしあたり、「国や地方公共団体以外の者が所有する一般の通行の用に供されている通路であって、法令上国又は地方公共団体が管理することとされていないもの」を検討対象とすることが考えられるが、どうか。

2 事例収集について

(1) 地方公共団体に対するアンケート、ヒアリング

- ・ 全国市長会経済委員会の構成市、指定都市市長会の構成市、東京都特別区に対してアンケートを実施
- ・ 今後、上記アンケート結果に基づいて追加ヒアリングを実施する予定

(2) ライフライン事業者に対するヒアリング

- ・ 在京の電気事業者、ガス事業者、電話会社、水道局に対するヒアリングを実施
- ・ 今後、各ライフライン事業者の中で、実情に詳しい関係者に対して追加ヒアリングを実施する予定

(3) 事例収集の在り方について

- ・ 上記の追加ヒアリングにおいて、どのような情報を収集することが適当か
- ・ その他、どのような関係者から情報を収集することが考えられるか

3 スケジュールについて

- 事例研究

第1回を含めて3回程度事例研究を実施。第2回以降は、追加ヒアリング結果に基づいて、類型的に検討を行っていく予定

○ とりまとめ

事例研究を踏まえ、年内を目途に、共有私道に対する補修工事等の行為に関する同意要件の明確化を図るため、ガイドライン等の研究結果報告書を作成する